

# 令和7年5月定例会 資料

長浜市教育委員会

# 令和7年5月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和7年5月21日（水） 午後2時30分～  
長浜市役所5階 教育委員会室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認  
4月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第17号 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議案第18号 長浜市立学校等の設置及び廃止について

議案第19号 長浜市外国語指導助手任用規則の一部改正について

日程第5 協議・報告事項  
案件なし

日程第6 その他

## 3. 閉 会

次回定例会 令和7年6月19日（木）14時30分～

議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議会の議決を経るべき教育関係議案に関して原案のとおり同意することについて、教育委員会の議決を求める。

令和7年5月21日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市立学校等の設置及び廃止について

長浜市立学校等の設置及び廃止について、教育委員会の議決を求める。

令和7年5月21日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市立学校等の設置及び廃止（案）

第1 学校

1 設置について

(1)設置する学校

名 称 西浅井小学校

位 置 長浜市西浅井町塩津中312番地

学校種 小学校

(2)設置年月日

令和8年4月1日

2 廃止について

(1)廃止にする学校

塩津小学校（長浜市西浅井町塩津中41番地）

永原小学校（長浜市西浅井町大浦167番地）

(2)廃止年月日

令和8年3月31日

長浜市立学校等の設置及び廃止について

**1 趣旨**

学校適正配置の観点及び塩津小学校・永原小学校統合準備協議会からの提案を受け、塩津小学校と永原小学校を統合し、新たに西浅井小学校を設置するもの。

**2 経過**

学校適正配置

- 令和6年3月 「塩津小学校・永原小学校の在り方を考える懇談会」の設置
- 令和6年7月 「塩津小学校・永原小学校の在り方を考える懇談会」から長浜市へ提言書提出
- 令和6年10月 「塩津小学校・永原小学校統合準備協議会」の設置
- 令和7年4月 「塩津小学校・永原小学校統合準備協議会」から長浜市へ提案書提出
- 令和7年4月以降 校舎改修工事、登下校シミュレーションの実施 ほか

**3 内容**

(1) 設置する学校

名称・位置：西浅井小学校（長浜市西浅井町塩津中 312 番地）  
学 校 種：小学校  
設 置 日：令和8年4月1日

(2) 廃止する学校

名称・位置：塩津小学校（長浜市西浅井町塩津中 41 番地）  
永原小学校（長浜市西浅井町大浦 167 番地）  
廃 止 日：令和8年3月31日

**4 スケジュール**

庁 議：令和7年7月15日  
条例改正：令和7年9月議会上程（長浜市立学校の設置等に関する条例の一部改正他）  
施 行 日：令和8年4月1日

**5 その他**

(1) 協議・検討体制

パブリックコメント：実施しない（地元と協議を重ね、地域の意見を反映した施策であるため）

(2) 学校数の推移

	小学校	中学校	義務教育学校	計
変更前	23	10	2	35
変更後	22	10	2	34
増 減	△ 1	±0	±0	△ 1

## 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第19号

件 名：長浜市外国語指導助手任用規則の一部改正について

### 第1 提出理由

刑法改正による懲役及び禁錮の廃止並びに拘禁刑の創設にともない、規則を一部改正するもの。

### 第2 要点

第25条第3項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

### 第3 施行期日

令和7年6月1日から施行する。

長浜市外国語指導助手任用規則の一部改正について

長浜市外国語指導助手任用規則の一部を次のように改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和7年5月21日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

長浜市外国語指導助手任用規則（令和2年長浜市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第25条第3項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

長浜市外国語指導助手任用規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(免職、休職等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 参加者は、次のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(免職、休職等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 参加者は、次のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合</p> <p>(3) (略)</p>